立川市居住支援協議会会則の一部を改正する会則(案)

立川市居住支援協議会会則(令和3年9月27日)の一部を次のように改正する。 次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後		改正前	
別表(第4条関係)		別表(第4条関係)	
区分	会員	区分	会員
不動産関係団体	公益社団法人東京都宅地建物取引	不動産関係団体	公益社団法人東京都宅地建物取引
	業協会 <u>第十二ブロック</u>		業協会立川支部
	公益社団法人全日本不動産協会東		公益社団法人全日本不動産協会東
	京都本部多摩北支部		京都本部多摩北支部
	独立行政法人都市再生機構		独立行政法人都市再生機構
	東京都住宅供給公社		東京都住宅供給公社

附則

この会則は、令和5年6月23日から施行する。